大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見について

令和８年６月３日付けで届出があった大規模小売店舗の届出内容について、大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

なお、この意見書については、縦覧されることを了承します。

記

大規模小売店舗の 名称及び所在地	薬王堂鹿沼栗野店 栃木県鹿沼市久野字東北ノ内 854 番 2 外	
意見の内容	意見	理由・根拠等
駐車需要の充足等交通に係る事項	駐車場に軽自動車専用のスペースを設けること	自家用車に占める軽自動車の割合が多くなっているため、軽自動車専用スペースの設置を希望する
歩行者の通行の利便性の確保等	店舗前の栃木栗野線に歩道を設置すること	・歩行者の安全を確保する必要がある ・交通事故防止のため設置を希望する ・久野地区に模範となる歩道の設置を希望する
廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮		
防災・防犯対策への協力		
騒音の発生に係る事項	荷さばき施設を予定場所の反対（西）側に設置すること	荷さばきの音は基準値以上となる可能性がある。隣接住宅においては生活に影響があるため、住宅が少ない西側に設置を希望する
廃棄物に係る事項等		
街並みづくり等への配慮等		

※　この意見は、大規模小売店舗立地法第８条第３項の規定により縦覧に供され、その後は行政資料として閲覧等に対象となります。

また、意見の内容が公序良俗に反する場合、他人の権利を侵害する場合等は、公告・縦覧に供しないことがあります。